

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-530	テープ記録機器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H5-31	全	磁気テープ記憶機	
H5-31A	全	磁気テープ記憶機(床設置型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
磁気テープ記憶機	電子計算機用磁気テープ機	磁気テープ記録機	
磁気テープ記録再生機			
定義			
<p>磁気テープを記録媒体として、音、画像及びPC等で作成した情報等を記録する機器、また、これらテープ内に記録された情報を再生する機器を分類する。オープンリール式、カセット式を問わない。 スピーカー、表示画面等出力機を有するものは除く。 テープレコーダー：音・映像等を磁気に変換して、磁気テープに録音・録画する記録機。 テーププレーヤー：磁気テープに記録されたものを、音・映像に変換する再生機。</p>			
登録 01145640 磁気テープ記憶機 	登録 00950629 電子計算機用磁気テープ記憶機 	登録 599554-001 電子計算機用磁気テープ機 	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■出力機を具備するものとの関係■

- ・スピーカーを備えるものはH7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。

■特定の機器専用のものについて■

- ・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。……図例1
ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。
- ・電話機用応答記録機は、H7-49に分類する。

図例1

J3-2910
登録 1142146
液晶モニター付
ビデオカメラ用
ビデオテープレコーダー



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

- ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。
例えば、
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)、
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称
